



- 被害者やいじめを知らせてくれた児童等に十分配慮し、事実確認をする。
 - ・いじめを発見した時は、ただちに加害者、被害者の双方から複数職員で事実関係を聞き取り、聞き取った内容については周辺児童からも状況を聞き取る。
 - ・必要に応じて、全校あるいは全学年のアンケートを実施し、保存に努める。
- 双方の保護者に説明をする。
- 双方の保護者に継続的にその後の経過を報告する。
- 双方の保護者と関係職員を交えて、関係改善を行うとともに傍観者への指導も行う。